

伊予市保育施設利用選考表（2号・3号）

保育実施基準

	区分	保護者の状況		基準点数
1	就労	居宅外労働・居宅内労働 （児童と離れて労働を常態とする者）	月160時間以上	10
			月120時間以上160時間未満	9
			月80時間以上120時間未満	8
			月64時間以上80時間未満	7
		居宅内労働 （児童と離れて労働を常態とする以外の者）	月160時間以上	9
			月120時間以上160時間未満	8
			月80時間以上120時間未満	7
			月64時間以上80時間未満	6
		内職	月80時間以上	5
			月64時間以上80時間未満	4
2	介護・看護	入院等による 介護・看護	月120時間以上160時間未満	9
			月80時間以上120時間未満	8
			月64時間以上80時間未満	7
		自宅介護・看護	重度障がい者等の全介護	8
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を必要とする場合	7
			上記以外の場合	6
3	就学・職業訓練	各種学校に就学、職業訓練を受けている	月120時間以上160時間未満	9
			月80時間以上120時間未満	8
			月64時間以上80時間未満	7
4	妊娠・出産		出産予定日の属する月の前後3か月に該当する場合	9
5	疾病、障害	入院	疾病等の治療により、概ね1か月以上入院する場合	10
		自宅療養、通院	常時臥床	10
			概ね1か月以上加療（安静）を要すると診断された場合	9
			上記以外で疾病により保育困難と診断された者	7
		身体・精神障害	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神保健福祉手帳1・2級	10
			身体障害者手帳3・4級 療育手帳B 精神保健福祉手帳3級	8
			身体障害者手帳5級以下	5
6	災害復旧	家庭の災害等	火災、風、水害等で家屋の損害や被害の結果により、復旧にあたる場合	10
7	求職活動	家計の主宰者	自己都合以外の退職等の理由により、至急求職活動が必要な場合	9
		家計の主宰者以外の者	自己都合の退職により、求職活動を行う場合	6
			求職活動を行う場合	5
8	虐待やDV		保護者へ虐待・DVのおそれがあり、社会的養護が必要な場合	12

加算

番号	状況		点数	
9	生活保護世帯		生活保護法の適用がある場合	+4
10	ひとり親家庭		父母のいずれかいない場合（死別、離婚、行方不明、拘禁の場合） ただし、事実婚にある場合は含まない。	+4
11	障がい	児童本人	児童が障がいを有する場合	+3
12	児童の状況	兄弟姉妹の同時利用	同時に兄弟姉妹を同一の保育施設等へ入所を希望する場合	+1
13			既に兄弟が入所している保育施設等へ、新たに弟妹が申込みをする場合 （転園を含む）	+2
14		小規模保育等の卒園児	小規模保育園からの卒園の場合	+5
15		前年度待機児童	前年度入所を希望したが、施設の受入れ数により待機となった場合 （※ただし、育休延長等で保留を希望した場合は除く。）	+2
16	保護者の状況	育児休業中の継続利用	育児休業・産後休業明けである場合	+7
17		保育士等の優先利用	市内の特定教育・保育施設で保育士、幼稚園教諭等として勤務する場合	+5
			市外の特定教育・保育施設で保育士、幼稚園教諭等として勤務する場合	+3
18	その他		事情に応じたもの	+1～+3